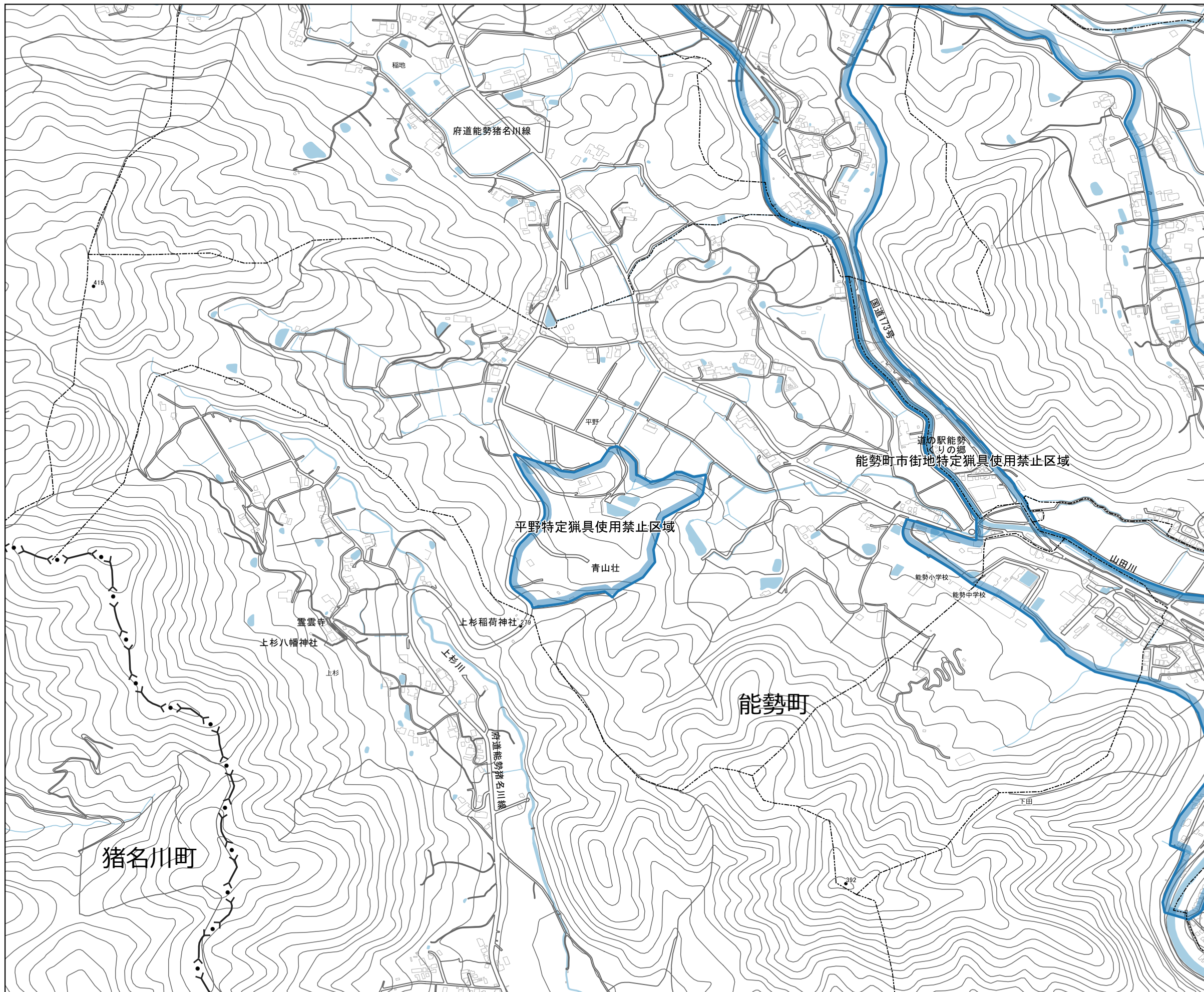


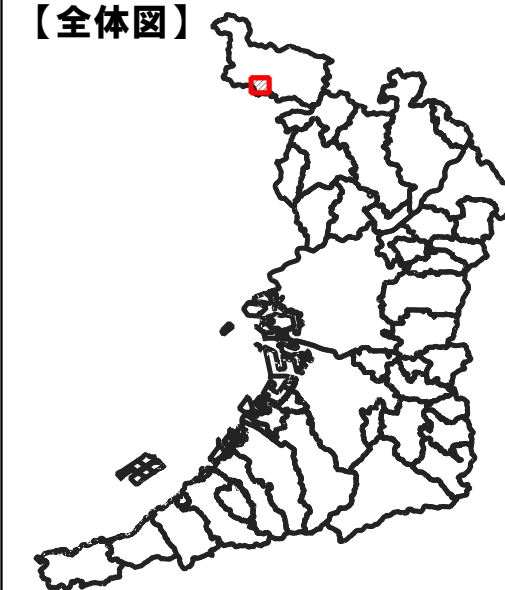
06 平野特定猟具使用禁止区域

1:5000

0 100 200 300 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

府道能勢猪名川線と町道塩新田堂線との交差点を起点とし、府道能勢猪名川線を猪名川町方面に約400メートル南進し、私道を約200メートル東進し山林に至り、尾根線沿いに町道下柳上所線に至るまで下り、山地界を西進し、府道能勢猪名川線に至り、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。